

証券コード 3390  
平成24年6月12日

株 主 各 位

東京都新宿区大久保一丁目7番18号  
アサヒニューシティビル6階  
ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社  
代表取締役社長 縣 将 貴

### 第16回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第13条の規定に基づき、第16回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト ([http://www.u-s-systems.co.jp/kabu/ir\\_s/index06.html](http://www.u-s-systems.co.jp/kabu/ir_s/index06.html)) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 事業報告の以下の事項

- ・ 「4. 会計監査人の状況」 . . . . . 1
- ・ 「5. 会社の体制および方針」 . . . . . 2

##### 2. 連結計算書類の以下の事項

- ・ 「連結注記表」 . . . . . 5

##### 3. 計算書類の以下の事項

- ・ 「個別注記表」 . . . . . 9

以 上

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額としております。

##### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、不再任の決定を行う方針です。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は、全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定しております。

また、コンプライアンス違反を含むリスク管理への取り組みを横断的に統括するリスク管理委員会を組織し、同委員会を中心に社員教育等を行っております。内部監査室は、リスク管理委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。

法令、社内諸規程・規則に反する行為またはそれらに反する疑義のある行為等に対しては、速やかにリスク管理委員を通じてリスク管理委員会に報告する体制を構築しております。報告・通報を受けたリスク管理委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的な再発防止策を実施しております。これとは別に内部通報窓口を設置し、その適正な利用につき全職員に周知・教育しております。

取締役に対しては、監査役は、公認会計士や弁護士等の社外専門家と有効に連携した上で、コンプライアンスの視点も含め、その職務の執行状況をチェックし牽制します。

取締役の法令・定款違反に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から監査役へ報告すると共に、監査役は監査役会での協議を経て、取締役会に具体的な処分を答申します。

使用人の法令・定款違反行為に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から取締役会へ報告すると共に、代表取締役は就業規則に従って当該使用人に対して処分を課すことができます。

#### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。また内部監査部門が閲覧を求めた時は、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供することが規定されております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等にかかるリスクに関し、組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定についてはリスク管理委員会が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行います。新たに生じたリスクについてはリスク管理委員会が速やかにその担当部署を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、以下の体制を構築しております。

- ・ 全社経営計画および部門別業務計画を作成し、それを達成するための効率的な資源配分（資本・資金・要員等）を行います。
- ・ 取締役の職務分担および担当部門の職務分掌を定め、職務を効率的に運営するための職務権限を適切に配分しております。
- ・ 合理的な意思決定の過程を経るために取締役・執行役員・各部門長を構成員とする経営会議を設置し、毎月開催しております。
- ・ 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を決定しております。
- ・ 経営会議および取締役会において、業務計画の実施状況・進捗状況を毎月レビューしております。
- ・ IT を積極的に活用し、迅速な月次・四半期業績の把握・管理を可能にしておりますが、さらにその精度を上げるべく改善を図っております。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社についてはその自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、業務の適正確保に向けた管理を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けない体制を確立しております。また、当該職員の人事異動・人事評価等を行う場合は、監査役へ通知し、その意見を求めることとしております。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しております。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しております。

また、取締役および使用人は監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う義務を負っております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による代表取締役およびその他各業務執行取締役ならびに重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回設けております。その他、監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、その議事録を作成しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、第15期まで利益配当を実施しておりません。第16期におきましては、多額の当期純損失の計上となり、当期配当の実施は見送りとなりました。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資ならびに財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが、株主の利益につながると考えております。

今後は経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、あわせて、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

フロンティア株式会社  
メディカモバイル株式会社  
株式会社南日本教育研究所  
株式会社西日本教育研究所  
株式会社ジョインアップ  
株式会社東日本教育研究所  
株式会社北日本教育研究所  
株式会社デジタルサイネージソリューション  
グローバルデスク株式会社

上記のうち、グローバルデスク株式会社については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 5社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社メディカ・ソリューションズ  
株式会社アイネットサポート  
OrangeOne株式会社  
株式会社DEiBA Company  
日本企業開発支援株式会社

株式会社DEiBA Companyおよび日本企業開発支援株式会社については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

##### ② 持分法を適用していない関連会社

アット・スピード株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

・商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）  
平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。
  - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
  - ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
  - ロ. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- (5) 表示方法の変更  
前連結会計年度まで区分掲記しておりました下記科目について重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より各区分の「その他」に含めて表示することにしました。
- (注) ( ) 内は前連結会計年度末残高  
(連結貸借対照表関係)
- ① 固定資産
    - i. 無形固定資産
      - ・リース資産（3百万円）
    - ii. 投資その他の資産
      - ・敷金及び保証金（67百万円）
  - ② 流動負債
    - ・リース債務（0百万円）
    - ・未払費用（142百万円）
  - ③ 固定負債
    - ・リース債務（3百万円）
    - ・長期リース資産減損勘定（29百万円）
- (連結損益計算書関係)
- ① 営業外収益
    - ・助成金収入（7百万円）
  - ② 営業外費用
    - ・株式交付費償却（2百万円）
  - ③ 特別損失
    - ・賃貸借契約解約損（0百万円）
- (6) 追加情報  
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用  
当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変

更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 61百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

のれん償却額

子会社株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少により「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(会計制度委員会報告第7号 平成21年6月9日)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 383,361株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,730株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金については、銀行借入等により必要額を調達することとしており、余剰資金の運用等を行わない方針であります。

設備投資等の資金については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を調達することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	311	311	—
② 売掛金	363	363	—
③ 長期貸付金 ※1	81	81	0
④ 破産更生債権等 貸倒引当金 ※2	185 △185		
差引	0	0	—
⑤ 買掛金	108	108	—
⑥ 短期借入金	180	180	—
⑦ 未払金	294	294	—
⑧ 長期借入金 ※1	715	716	1

※1 一年内回収予定の長期貸付金、一年内返済予定の長期借入金も含めております。

※2 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項



- ① 現金及び預金、② 売掛金、⑤ 買掛金、⑥ 短期借入金、⑦未払金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
  - ③ 長期貸付金  
長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
  - ④ 破産更生債権等  
破産更生債権等は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金に計上しているため、その時価は、破産更生債権等から貸倒引当金を控除して算定する方法によっております。
  - ⑧ 長期借入金  
長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額306百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 6. 企業結合に関する注記

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称    グローバルデスク株式会社  
事業の内容                携帯電話や固定回線等のITインフラの提供およびITソリューションの提供

#### ② 企業結合を行った主な理由

携帯端末、回線等の直販事業の強化およびスマートフォン・タブレット端末分野における競争力向上のため。

#### ③ 企業結合日

平成23年10月1日

#### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### ⑤ 取得した議決権比率

100%

#### ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得により、当社が同社の議決権の100%を取得したため。

### (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	156百万円
取得原価		156百万円

### (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### ① 発生したのれんの金額

12百万円

#### ② 発生原因

被取得企業の純資産と取得原価との差額によるものであります。

#### ③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額                499円73銭

(2) 1株当たり当期純損失            2,367円35銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の内、当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金及び貸付金など債権の金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

##### ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

#### (5) 表示方法の変更

前事業年度まで区分掲記しておりました下記科目について重要性が乏しくなったため、当事業年度より各区分の「その他」に含めて表示することにしました。

(注) ()内は前事業年度末残高

(貸借対照表関係)

##### ① 固定資産

###### i. 無形固定資産

・電話加入権（1百万円）

###### ii. 投資その他の資産

・敷金及び保証金（39百万円）

##### ② 流動負債

・リース債務（0百万円）

・前受収益（1百万円）

- ③ 固定負債
  - ・リース債務（3百万円）
  - ・長期未払金（1百万円）
  - ・長期リース資産減損勘定（29百万円）
 （損益計算書関係）
  - ① 営業外費用
    - ・為替差損（0百万円）
    - ・株式交付費償却（2百万円）
  - ② 特別損失
    - ・賃貸借契約解約損（0百万円）

(6) 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	45百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
① 短期金銭債権	76百万円
② 長期金銭債権	1百万円
③ 短期金銭債務	62百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引	
売上高	190百万円
仕入高	577百万円
② 営業取引以外の取引高	23百万円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金	777百万円
関係会社株式評価損否認	25百万円
投資有価証券評価損否認	92百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	9百万円
関係会社事業損失引当金否認	44百万円
その他	48百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,079百万円
評価性引当額	1,079百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	—

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円) 注2	科目	期末残高 (百万円) 注2
親会社	株式会社 光通信	(被所有) 直接 38.66 間接 5.61	業務・ 資本提携	資金の借入	189	関係会社 短期借入金	187
						関係会社 長期借入金	86
				被債務保証	103	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は一般取引条件によっております。
2. 取引金額については、消費税等を除いて表示しております。期末残高には消費税等を含めております。
3. 借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円) 注2	科目	期末残高 (百万円) 注2
子会社	株式会社 デジタル サイネー ジソリュ ーション	(所有) 直接 100.00 間接 -	役員兼務 資本提携	資金の貸付	10	関係会社 長期貸付金	52
				債務保証 注4	48	-	-
子会社	グローバ ルデスク 株式会社	(所有) 直接 100.00 間接 -	資本提携	資金の借入	90	関係会社 短期借入金	46
子会社	フロンテ ィア株式 会社	(所有) 直接 100.00 間接 -	役員兼務 資本提携	資金の借入	50	関係会社 短期借入金	50
子会社	メディカ モバイル 株式会社	(所有) 直接 100.00 間接 -	役員兼務 資本提携	資金の借入	85	関係会社 短期借入金	285
関連会社	日本企業 開発支援 株式会社	(所有) 直接 24.89 間接 -	資本提携	資金の借入	180	関係会社 短期借入金	180
関連会社	株式会社 アイネッ トサポー ト	(所有) 直接 31.67 間接 -	資本提携	資金の貸付	56	関係会社 短期貸付金	12
						関係会社 長期貸付金	38
				通信事業 業務委託費	489	未払金	0
	技術支援 売上	57	売掛金	1			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は一般取引条件によっております。
2. 取引金額については、消費税等を除いて表示しております。期末残高には消費税等を含めております。
3. 貸付金利率又は借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。
4. 債務保証については、株式会社デジタルサイネージソリューションの借入金に対して債務保証を行ったものであり、保証料の受け入れはありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円) 注2	科目	期末残高 (百万円) 注2
親会社の 子会社	株式会社 Hi-Bit	(被所有) 直接 - 間接 -	業務委託	通信事業 業務委託費	403	-	-
親会社の 子会社	株式会社 コンタク トセンタ ー	(被所有) 直接 - 間接 -	株式譲渡	株式の取得	64	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件は一般取引条件によっております。
2. 取引金額については、消費税等を除いて表示しております。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,915円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 1,024円94銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上